

令和元年度 第一回小田原市卸売市場審議会 会議録

日 時：令和元年 10 月 28 日（月）午前 9 時 00 分から午前 9 時 45 分

場 所：小田原市役所 3 階 全員協議会室

出席者：別紙名簿のとおり

事務局：座間部長、鈴木副部長、青木課長、佐藤課長、吉川担当課長、吉澤副課長、鈴木副課長、山崎係長、内藤係長、村上主査、尾幡主任

小田原市卸売市場審議会

佐藤水産海浜課長の司会により、次第のとおり会議が開会された。

初めに、出席委員数 12 名の報告があり、出席委員が 2 分の 1 以上であることから、会議が成立していることの報告がされた。

【議題】

1 会議の公開・非公開について

小田原市卸売市場審議会傍聴要領に基づき公開・非公開の判断を議題としたが、今回の本審議会は全部公開と決定され、野見山会長より傍聴者の確認がなされたが傍聴者なし。

2 水産部会及び青果部会の論点整理

(1) 水産部会の論点について

中川副会長（水産部会長）から資料 1，2 に基づき報告。

(2) 青果部会の論点について

野見山会長（青果部会長）から資料 1，2 に基づき報告。

(3) 条例及び規則の見直しにより改正する事項

吉川担当課長から資料 1 に基づき報告。

3 小田原市公設地方卸売市場条例及び施行規則の改正（案）について

吉川担当課長から資料 3 に基づき報告後、質疑・意見等の確認が行われ、次のとおり質疑があった。

質：新しい条文を条の間に条数をふりなおして挿入しているが、枝番として追加する方法もある。条の間に挿入する理由はあるか。

答：条文を大幅に変えていることから条数は頭から整理した方がわかりやすいと考え、条数をふりなおした。この規定の仕方の問題ないかどうかは、法務担当とも相談する。

質：卸売業者の公表規定について、インターネットの利用その他の適切方法によりとあるが、具体的に公表の方法等を行政として示してもらうことは可能か。

答：水産市場においては、卸売業者がインターネットで公表しているページがあるため、そこを利用する案がでている。

答：青果市場においては、現在、掲示板を利用した公表方法をとっている。直ぐに

切り替えることは難しい部分もあり、今の方法をしっかりと踏まえつつ、少しずつ変更していきたい。ハード等の整備は直ぐには難しいと思うため、現在の運用や新聞社の活用等で幅広く周知していくことで対応していきたい。

答：インターネットで必ず公表しなければいけないものではなく、その他の適切な方法により公表することとあるため、各市場で適切な方法により公表すればよい。各市場で卸売業者と公表の方法について、相談していきたいと考えているため、ご協力をお願いしたい。

質：卸売予定数量等の公表について、開始時刻前に公表しなければならないとあり、時間的に難しいと感じるがいかがか。

答：水産市場においては、漁場からの予定数量の速報値を黒板に記載しているが、それにより要件はクリアしている。改正後も現在の運用方法を踏襲していく予定である。

答：公表規定等が追加されたが、改正法の趣旨としては流通の透明性を高めることが背景にある。流通は既存の方々が取引きされており一般の方たちには分かりづらいため、透明性を高めることを目的として法改正がなされた。卸売業者の負担が増えてしまうこととなるが、趣旨をご理解の上でご協力をお願いしたい。

質：完納奨励金等の公表は個人毎に行うのか、全体として公表すればよいか。

答：個人情報保護の観点から個人毎に公表する必要はない。全体の総額を公表していただければよい。

4 今後のスケジュール

吉川担当課長から今後のスケジュールについて報告。

5 その他

尾幡主任から1月に開催予定の令和元年度第二回卸売市場審議会における日程調整にご協力をお願いした。

佐藤課長より閉会のあいさつを行い、令和元年度第一回小田原市卸売市場審議会は終了した。

以上